

●生産緑地の制限解除までの参考スケジュール

日 程	都市計画課		農業委員会	例スケジュール（予定）
毎月月末まで	買取申出書類一式の預かり(1部)			1月末まで
翌月5日まで	農業委員会へ主たる農業従事者証明書の送付	⇒ 送付	主たる農業従事者証明の受付	2/5まで
毎月月末	主たる農業従事者証明書が発行され 買取申出書類の受付	⇐ 送付	農業委員会開催、証明書の発行	2/27農業委員会 2/31申出受付 3/1申出受理 関係機関への買取希望照会
毎月1日 (休日の場合は最初の営業) 約1ヶ月間	買取申出書類受理 (関係機関への買取希望照会) (税務署へ通知) (申請者へ受理通知の送付) 【買取らない場合】(注1) 申請者へ買い取らない旨の通知 (受付から1ヶ月)			
斡旋期間 約2ヶ月間	農業委員会へ生産緑地斡旋依頼の送付	⇒ 送付	生産緑地斡旋依頼受付 ↓ 他の農業者への斡旋	3月末 買い取らない旨の通知 及び農業委員会へ斡旋依頼
	生産緑地斡旋事務の報告書受理	⇐ 報告	都市計画課へ生産緑地斡旋事務の報告	4/24農業委員会（斡旋依頼） 5/25農業委員会（斡旋報告）
申出受付から3ヵ月後	申請者へ行為制限解除通知の送付			5/31行為制限解除

(注1) 買取の場合は、別途スケジュールあり。

●必要書類

- ・生産緑地買取申出書
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
- ・土地登記全部事項証明書、及び公図
- ・位置図（住宅地図等）
- ・農業の主たる従事者が死亡、もしくは故障により農業に従事することができなくなったことがわかるもの。
(死亡：戸籍謄本 故障：医療機関発行の診断書)
※従事者死亡による申出の内、相続手続き前に提出される場合は相続関係書類一式を添付してください。
- ・申請地に抵当権等の権利が設定されている場合は、抵当権者等が発行する権利を解除する旨の同意書か承諾書
- ・その他必要な書類
印鑑証明、委任状、大蔵抵当権の消滅に伴う念書、分割協議書の写し、道連れ解除説明文など

●生産緑地の制限解除までの参考スケジュール(指定から30年経過した生産緑地)

※特定生産緑地に指定されていない生産緑地

日 程	都市計画課		農業委員会	例スケジュール(予定)
毎月月末まで	買取申出書類一式の預かり(1部)			12月末
翌月5日まで	農業委員会へ主たる農業従事者証明書の送付	→ 送付	主たる農業従事者証明の受付	
毎月月末	主たる農業従事者証明書が発行され 買取申出書類の受付	← 送付	農業委員会開催、証明書の発行	1/5申出受付 1/5申出受理 関係機関への買取希望照会
毎月1日 (休日の場合は最初の営業)	買取申出書類受理 (関係機関への買取希望照会) (税務署へ通知) (申請者へ受理通知の送付) 【買取らない場合】(注1) 申請者へ買い取らない旨の通知 (受付から1ヶ月)			1/19買取り希望期限 1/23買い取らない旨の通知 及び農業委員会へ斡旋依頼
約1ヶ月間				
斡旋期間 約2ヶ月間	農業委員会へ生産緑地斡旋依頼の送付	→ 送付	生産緑地斡旋依頼受付 ↓ 他の農業者への斡旋	1/27農業委員会(斡旋依頼)
	生産緑地斡旋事務の報告書受理	← 報告	都市計画課へ生産緑地斡旋事務の報告	3/24農業委員会開催(回答) 3/28農業委員会(斡旋報告)
申出受付から3ヵ月後	申請者へ行為制限解除通知の送付			3/31行為制限解除

(注1) 買取の場合は、別途スケジュールあり。

●必要書類

- ・生産緑地買取申出書
- ・土地登記全部事項証明書、及び公図
- ・位置図(住宅地図等)
- ・申請地に抵当権等の権利が設定されている場合は、抵当権者等が発行する権利を解除する旨の同意書か承諾書
- ・その他必要な書類
印鑑証明、委任状、大蔵抵当権の消滅に伴う念書、分割協議書の写し、道連れ解除説明文など